

人権尊重に関するポリシー

1. 基本方針

堤化学株式会社は、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重することを重要な責務と考えています。

当社は、公平で誠実な企業活動を通じて、人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献します。

2. 適用範囲

本ポリシーは、堤化学株式会社の役員および従業員に適用します。

また、仕入先、販売先、物流事業者など、当社の事業に関わるすべてのビジネスパートナーに対しても、本ポリシーの趣旨への理解と協力を求めます。

3. 人権尊重への取り組み

当社は、以下の人権課題に配慮し、事業活動を行います。

- ・差別の禁止（国籍、人種、性別、年齢、障がい等）
- ・ハラスメントの防止
- ・強制労働・児童労働の禁止
- ・適正な労働時間および賃金の確保
- ・安全で健康的な職場環境の維持
- ・個人情報およびプライバシーの保護

4. 法令および国際規範の遵守

当社は、事業を行う各国・地域の法令を遵守するとともに、世界人権宣言、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、ILO 中核的労働基準などの国際規範を尊重します。

5. サプライチェーンへの配慮

卸売業としての社会的責任を認識し、サプライチェーン全体における人権への負の影響を防止するよう努めます。人権侵害が確認された場合には、是正に向けた対応を行います。

6. 相談・通報

人権に関する懸念や問題について相談・通報できる体制を整備し、通報者が不利益を被ることのないよう配慮します。

7. 継続的な改善

社会環境や事業環境の変化を踏まえ、本ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

制定日：2026 年 6 月 1 日



堤化学株式会社